

常尋小學修身訓

生徒用 四年下

檢定申請本

120.1

43

7

K120.1

43

7

關藤成緒撰

生徒用

尋常小學修身訓

東京 教育書房藏版

尋常小學修身訓 第四年下冊



關藤成緒選

勅語 博愛衆ニ及ボス

第十課

陰徳とは善をたこなひて人に知られんことを求めずたた心の内にいふかに仁愛をたもち行ふをいふ。大和俗訓

長兵衛は幼より書をよむことを好めり。家業は

質屋とて、人のたきたる物をうけて、金をかゝあ
たへ、つくなふときは、若干の利をうへしめ。或は
つくなふ時すぐれば、其物をとどめて返さず外
にうりて、利をはかれり。

長兵衛この家業を道ならぬ事と、思ひて、年ころ、
あづかりたる物を改めて、貧しく金をも、つくな
ひかたきものには、元をも、利をも、とらずして、物
を返し。或は外に、うつりて、其主の知れざるもの
は、いろいろと、たづね求め、やうやう、三年をへて、

その事を終り、家業を改めけることぞ。

又長兵衛の借屋を、かりて住むもの、家賃のこと
こほりて、自ら住むこと、ならずして、外にうつり
など、するものあれば、遠き近きを、忍らばず、酒に
金をうへて、持行てたくり。いづくに、ありても、家
賃のどここほり、多ければ、住みかたあるべし。つ
どめて、費をはぶき、家業に怠りたまふなど、深く
いましめ、歸ることもありしと、なん。

江戸青山久保町より、原宿村へ、かよふ道の橋、く

ちぬれば己の力ひとつにて、石橋にかけ直し、長く町の費をはぶく、かかるたぐひの善事いと多かりしとなん。備忘録

俚諺 蠟燭は其身をへらして外をてらす。

勅語 學ヲ修メ業ヲ習フ

第十一課

凡ソ人事業ヲ成就スルニハ剛毅ナル心志ノカヲ以テ基礎トナス。剛毅ノ心ハ穎敏ノ才ニ比

スレバ其人ヲ成就スルノ多分ニ居ル。立志篇

源義經は、たさなきとき、鞍馬寺の、ちごなりしが、十一歳のころ、母の申せしことを、思ひいだして、諸家の系圖を見て、己は前左馬頭源義朝の子にして、名家の末なることを知り、いかにもして、平



家をほろぼし、父の本望をたつせんと、思ひたたれけり。

これより、晝はひめもす學問を事とし、夜はよもすがら、武藝をけいこせられたり。

人人出家をすたまへといへば、兄二人が僧になりたるだに、無念なるにといひて、ききいれたまはざりしかば、終に古今ならびなき、英雄になられたり。平治物語

第十二課

幼きとき、ひま多く、記臆つよ、この時つとめ、
學へば、その功多し。大和俗訓

いと女は、幼かりしより、養父母に、孝心あつく、十才はかりのころより、朝は午前の四時より起きいでて、女工をつとめ、日の出づるころより、手習のし志やうのかたへ行き、家にかへれども、他のごどもと、ともにたはむれ、遊ぶことなく、夜は十二時のころまでも、うみつむぎの業をなせり。十八才の時より、きんトよの、ごどもを集めて、手

習を教へ。其ひまには、人のためにはたをりを業として、兩親を養ひ。かりろめにも、休み、たこたりて、日を費せしことなし。

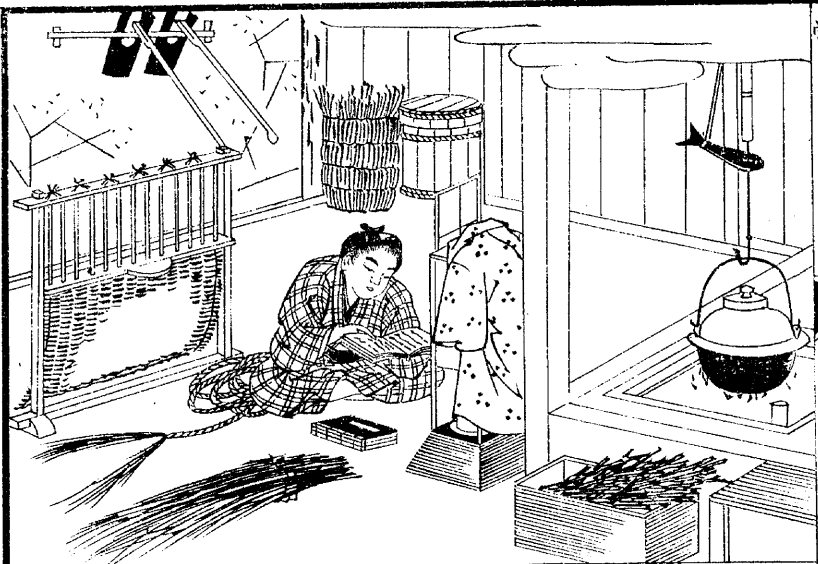
かくの如く、常の行ひ、正しければ、人みな感づて、子を持てるものは、彼ら孝行、行儀を見習はせば、やと思ふ。それより、弟子いよいよ多くなりて、朝夕とぼしからぬ程になりぬ。阿淡孝子傳

俚諺 身はならそし

第十三課

日月のはやきこと、年年にまさる、一度ゆきて、かへらざること、流水のごとし。なすことなくなほざりに、時日を送るは、身をいたづらになすなり。
たしむべし。童子訓

二宮金次郎みなしごととなり、親類万兵衛のため、に養はる、時に年十六才、困難きはまれり、あるとき、金次郎終日万兵衛の家業をたすけ、夜にいりいねずして、學問をはげむ。万兵衛これを見て、大にいかりて、いはく、汝は家もなく、田畑もなく、人



のたすけを乞て、命をつ
なく身の學問をして、何
の用をなす。すみやかに
これを止めよと、金次郎
ないて、これをしやす。
ひろかに、たんろくして、
たもへらく。我不幸にし
て、他人の家に、やしなは
れ、日をたくるといへど

も算筆學問を、心がけずんば、一生もんもうの人
となり、父祖より傳はる、家をたこすこと、かたか
るべし。我みづからの力を以て、學ぶときは、其い
かりをかうむることなかるべしとて。是より川
の岸にある、荒地をたがやし、油菜をまき、その實
七八分をえたり。これを市にうりて、油を求め、以
て夜學す。

万兵衛又いかりて曰く、汝自力にて、油を求め夜
學すれば、我が費には、かかはらずといへども、汝

學んで、何の用をかなすや。無益のことをなさんより夜をろくまで、繩をなひわが家事を、たすくべしと。

是より金次郎夜に入れば、かならず繩をなひむしををたり、夜ふけて、人のねづまるに、たよんで、ひろかに、いでて燈火をつけ、きものにて、これをたほひ、他に光の、もれざるやうになして、學問をはげみ、夜あけの、とりの、鳴くに、たよんで、止めたりといふ。報徳記

俚諺 念力岩をもとほす

勅語 公益ヲ開キ世務ヲ廣ム

第十四課

人をめくみ救ふこと、心をつくりて行ふべし。人を惠とすくふこと、いかならず、財を用ふることの、多少によらず。ただ人のなんぎを救へ、其功大なり。大和俗訓

佐太郎ハ性質實直なるものにて、人よりたのま

れしこと、又は人のなんぎする時などは、親類他人の分ちなく、かならず、誠をつくして、はからひけり。

己の住む村の内野^{ウチノ}貝原山^{カイハラヤマ}といふ地の谷川の石見路の方に、ながれ、水ますときは、人馬ともに、はなはだ、なやみけるを。佐太郎年ごろ、心力をつくし、つひに、みづから、石橋をつくり、かば、水増すときも、いささか、患へなく、往來のもの、皆便とよろこびぬ。

すべて、村内のみち、橋など、つねに見めぐりて、ろこねし、處あれば、自らつくろひて、往來の人の、なんぎを、すくひしとぞ。藝備孝義傳

勅語 國憲ヲ重シ國法ニ遵フ

第十五課

國民ハすべて、政府より、法律によりて、命じたる、勞役に、服事すべきことにて、或ハ官事、或ハ軍事ともに、國のために、徴召さるるときは、決してい

なむべからず。

文部省編輯
小學修身訓

備後國に徳川幕府の料地六十餘村あり。風俗あ
しくして常に代官の非を訴へ、まいど、公事にた
よびその上年貢の、とどこほること、年年なり。然
るに有田村ばかり、つひに公事なく、年貢もこと
こほりなくたさむ。其ゆゑは、名主甚三郎つねづ
ね、示しけるは、代官あしきとて、公儀へたいし、民
たる身にて、たろろかに、すべき道理なし。年貢ハ
上へたさむるものなり。萬一ふつがうの事あら



尋ノ屋ノ冬ノ川

ば、我等申たてて、決して
赦すまどと、申渡しける
とぞ。
かつて六十村の名主ど
も、申合せ、上へ訴ふるこ
とありしときも、有田村
ばかり、同心せざりしか
ば、のこりの村村の名主
ども、甚三郎が宅に來り、

一どう同心のことなるに、この村ばかり、承引なきは、ふとどきなり。この村の百姓に、同心のものあれば、其方ささへ候よし、いよいよ同心なくば、相手となるべしといふ。甚三郎すこしも、たどろかずして、多勢に無勢なれば、いかやうとも致すべし、息のあるうちは、同心いたすまじ。公儀を敬ひ、年貢をとどこほらず致すべし、ふとどきなりとて、各の手にかかること、本望これにすぎず。早く首をとりたまへと、義氣かほにあふれて、申しけ

れば、さすがの悪人ごもも耻かしくやありけん、仇をもなさずして、歸りしとなん。備忘録

俚諺 義務なき権理は世に立たず

勅語 義勇公ニ奉ス

第十六課

士は節にのぞみ、義によりて、身を塵芥にならざらへ、命を鴻毛よりも、かろくすべし。これ父母の遺

體をばづかゝめざるなり。武士訓

村上義光ハラカミヨシテルの子義隆ヨシタカ元弘三年大塔の宮に従ひ奉り吉野の城に立て籠りたり。その時東國の大軍雲霞のごとく攻め寄せければ大塔の宮今はのがれぬ所と思召し、二十餘人を前後に立て、切て回らせ給ひけり。

義光このとき敵の矢十六筋をうけ、勇氣たゆまず御前に参り、申けるハ、敵の勢未だ餘所に廻り候ハぬ前に、一方を打破り、落させ給ふべし。恐あ

る申しことにハ候へども、御召の御物具を下し給りて、御諱の字を冒し奉りて、敵をあざむき候はんと申しければ、宮はけにもと思召されけん、御物具を脱き替へさせ給ひ、御涙を流しつつ落させ給ふ。

義隆ハ父と共に、腹切らんと、走せ來るを、父子の義ハ、さることながら、宮の御先途を見果て参らすべしと、教訓しければ、義隆志ばしの命をのべて宮の御供せり。



義光ハ高櫓にのぼり、遙
 に見送り奉りて、宮の御
 後影のかすかになりぬ
 るを見て、宮の御諱を冒
 一奉り、自刃したり。寄手
 これを見て、宮の御自害
 なり、我先に御首給はら
 んとて、圍をときて、皆一
 所に集まりける、其間に

宮ハ天の河へと落ちさせ給ふ。

然るに吉野執行の勢、道を遮り奉る、義隆只一人、
 半時ばかりぞ支へける。義隆心豪なりといへど、
 も、疵をかうむること拾餘ヶ所、なほ敵の手にか
 からんと、叢のうちへ入り、自刃したり。時に年十
 ハ、村上父子が忠死せし間に、宮ハ虎口を免れさせ
 給ひける。太平記

大君にささげまつりし。我いのち、今こそす
 つる時は来にけれ。

平野次郎國臣

尋小學修身訓 第四年下冊終

明治廿六年十一月廿六日印刷
同 廿六年十二月一日發行

二年上各定價金參錢
四年下各定價金參錢

撰者 關藤成緒

廣島縣深津郡福山町
字西町五百六十番地

版權
所有

發行兼
印刷者

林縫之助

東京京橋區南橫町七番地

賣捌所 吉川半七

東京京橋區南傳馬町二百一十番地

